

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は昨年春以降物価上昇に対処するため金融引締めを実施してきたが、このところ景気の拡大テンポが鈍化しているなかにあつて卸売物価はしだいに落ち着き傾向を示すに至っている。消費者物価への卸売物価上昇の波及は続いており、なお警戒を要するものの、その騰勢は幾分緩やかとなっている。また為替市場もこのところ総じて平静に推移している。

日本銀行としてはこうした物価情勢の変化等を考慮し、景気の動向にも配慮して、8月19日公定歩合を0.75%引下げ8月20日から実施することとした。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	8.25	9.0
その他のものを担保とする貸付利子歩合	8.5	9.25

◇短期貸出金利の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引下げ、8月23日より逐次実施した(8月20日以降各行発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	10.25以下	11.0以下
当座貸越	11.25以下	12.0以下
標準金利	8.5	9.25

◇「総合経済対策」の決定について

政府は9月5日、経済対策閣僚会議において、最近の経済情勢にかんがみ、我が国経済を長期安定成長路線に定着せしめるため、総需要を適正な水準に維持しつつ、物価の安定をより確実なものとするとともに今後の景気の動向に細心の注意を払い機動的に対処する方針のもとに、次のとおり総合的な経済対策を講ずる旨決定した。

1. 公共事業等の円滑な執行等

本年度上期の公共事業等の執行等については、抑制的な事業執行を目標とし、これまでの実績は前年度を下回る契約額となった。下期においては現下の経済情勢にかんがみ、前年度に比し相当程度の伸び率を確保することとし、当面第3四半期における契約目標額を対前年同期比30%増程度とする。その場合、地域の実態、現状等に十分配慮する。

地方公共団体においても、上記の措置に対応して、適切な事業の執行を図るよう要請する。

2. 金融政策の機動的な運営

先般日本銀行は公定歩合の引下げ措置を講じたところであるが、今後とも物価の動向に細心の注意を払うとともに、内外経済動向および国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策を機動的に運営する。

3. 中小企業対策の円滑な推進

最近における中小企業をとりまく諸環境にかんがみ、中小企業に対する円滑な金融が確保されるよう配慮するとともに、倒産防止対策の機動的な運用に努める。

また中小企業向け官公需発注については本年度目標の達成に努め、公共事業等の執行に当たっては、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、中小建設業者に対する取引条件の適性化等に配慮する。

4. 住宅建設の促進等

最近の民間住宅建設の停滞の状況にかんがみ、住宅金融公庫による融資についてその的確な実施を図るとともに、民間金融機関の個人向け住宅融資について引続き配慮するよう指導する。

また、宅地の適切な開発、供給および土地の有効利用の促進を図る。

5. 民間設備投資の推進

民間設備投資は、我が国経済の最近の拡大傾向を支えてきたものであるとともに、エネルギー制約への対応、生産性の向上等今後の我が国経済の安定的発展に資するものである。今後ともこれが着実に実施されることを期すため、省エネルギー投資、石油代替エネルギー開発・導入投資等について配慮しつつ、金融面を中心とする投資環境の整備に努めるものとする。また、電力投資については、民間設備投資に占める比重の大ききにかんがみ、その計画的実施を進める。

6. エネルギー対策の推進

内外の石油需給は緩和気味で推移しているが、中長期的な観点に立って我が国のエネルギー事情の安定を図る。このため石油節減努力をさらに進めるとともに、石油備蓄の推進、石油代替エネルギーの開発、導入等の促進を図るなど、本年度に予定しているエネルギー関係諸

施策については、その円滑な執行に努める。

7. 調和ある対外経済関係の形成

我が国の国際収支は、予想を上回る原油価格の上昇により、大幅な赤字となっているが、その改善に当たっては、貿易摩擦の回避に努める等調和のある対外経済関係の形成に配慮しつつ、漸進的に進める。その際、相手国の経済建設にも資するプラント輸出の健全な伸長を図るとともに、輸出入先の多角化、製品輸入の促進等を進める。

また、発展途上国に対する経済協力についてはその促進に努める。

さらに、国際通貨面においても、我が国経済の基本条件の改善による円相場の安定を期する。

8. 物価対策の推進

従来の物価対策の成果を踏まえ、引続き通貨供給量を監視しつつ、当面、次の対策を積極的に推進し、物価の安定を図っていくものとする。また各界が引続き一層の生産性の向上に努めることを期待する。

- (1) 生活関連物資および国民経済上重要な物資については、需要に応じた供給の確保による価格の安定を基本とし、便乗値上げ等による不当な価格形成が行われることのないよう需給、価格動向の調査、監視を行い、必要に応じ、供給確保のための機動的な対策を実施する。また、現在需要の停滞に応じて一部の業種において減産が行われているが、行過ぎた減産が需給ひっ迫を生じさせないように配慮するとともに、今後の公共事

業等の執行等に伴う建設資材の需給、価格動向について、調査、監視を強化する。

競争制限的な行為による違法な価格上げを防止するため、独占禁止法の厳格な運用に努めるとともに、同調的値上げの動きを注視する。

- (2) 需要期を控えている灯油等石油製品については、引続き元売、小売段階における価格監視を実施するとともに、円滑な供給の確保に努める。

- (3) 生活必要物資の安定的供給と価格の安定を図る。

野菜については、今夏の異常気象により出荷量の減少が懸念されるものについて、出荷奨励等の供給確保対策を実施するとともに、今後とも、需給の動向を注視しつつ、必要に応じ所要の措置を講ずる等機動的に対処する。

牛肉については、需給事情に即した適切な輸入、売渡しおよび国産牛肉の特別販売等に努める。

水産物については、必要に応じて輸入割当制度の適切な運用、生産者団体等に対する出荷指導等に努めるとともに、冷凍水産物の価格の安定に資するため、新たに生産、輸入、在庫等の状況について調査を実施する。

その他生鮮食料品等の小売価格の動向の監視および消費者情報の提供を行う。

- (4) 公共料金については、経営の徹底した合理化を前提とし、物価および国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取扱う。

55年度経済見通し暫定試算

	54年度実績	55年度	
		政府見通し	暫定試算
1. 国民総生産 国民総生産	名目実質 224.9兆円	名目実質 247.8兆円	名目実質 243.6兆円
	%	%程度	%程度
民間最終消費支出	(7.5) (6.1)	(9.4) (4.8)	(8.3) (4.8)
民間住宅	(9.0) (5.0)	(9.7) (3.7)	(8.3) (2.2)
民間企業設備	(11.0) (△1.4)	(10.2) (1.7)	(6.6) (△3.8)
	(17.7) (13.0)	(9.4) (4.0)	(11.4) (5.3)
2. 鉱工業生産指数	9.3%	4.8%程度	5.8%程度
3. 物 価	%	%程度	%程度
卸売物価	12.9	9.3	14.5
消費者物価	4.8	6.4	6.4
4. 国際収支 経常収支	△3.2兆円 (△139億ドル)	△2.2兆円程度 (△91億ドル)	55年4～7月実績 △1.3兆円 (△57億ドル)

(注) この試算は経済企画庁の暫定試算であって、政府の統一見解ではない。

(5) 地価についても、投機的な土地取引を防止するため、国土利用計画法の的確な運用、地価動向の厳重な監視、土地取得関連融資の自粛の徹底等の施策を推進する。

(6) 地方公共団体においても、国と同様の方針により引続き物価対策を推進するよう協力を要請する。

なお、経済企画庁は上記「総合経済対策」の効果を織り込んだ「55年度経済見通し暫定試算」を同時に発表した。主要指標は別表のとおり。

◇銀行および相互銀行の損益計算書の様式の一部改正

大蔵省は、銀行および相互銀行の損益計算書の様式の一部を改正、昭和55年度上期分から実施することとし、8月30日付で銀行法施行細則等の一部を改正した。

今回の改正は、国債その他債券の期末評価方法が低価法、原価法の選択制に移行したことに伴い、従来損益計算書様式では、金融機関決算の横並び比較が難しくなったことに対処するため、損益計算書の欄外に「有価証券関係の臨時損益を控除した経常利益額」を注記することとしたもの。